

事業事前評価表
国際協力機構人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

1. 案件名（国名）

国名： グアテマラ共和国（グアテマラ）

案件名： 学校給食事業実施強化プロジェクト

The Project for Strengthening the Implementation of the School Feeding Program

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

グアテマラの 5 歳未満児の慢性栄養不良（発育障害）の割合は 46.5%（2015 年）であり、中南米地域で最も高く、世界でも 6 番目に高い。特に貧困率の高い地域での発育障害有病率は全国平均を大きく上回り、深刻な状況である。加えて同国成人・青年ともに過体重、肥満が増加しており、特に生殖年齢（15～49 歳）の女性における過体重・肥満が、52.8%（2015 年）から 57.6%（2019 年）へと増加している。また、生活習慣とも関連の強い疾病の死亡率も増加傾向にあり、心血管疾患は 10%（1990 年）から 16.8%（2019 年）、糖尿病／慢性腎不全は 2.4%（1990 年）から 13.4%（2019 年）と上昇傾向にある。このように、グアテマラは低栄養と過栄養が併存する「栄養不良の二重負荷」を抱えており、幼少期からの栄養改善と健康づくりの意識醸成を促進する必要がある。

グアテマラ政府は、2017 年に学校給食法を制定し、現在学校給食プログラムが同法の下実施されている。同法は、教育省の管轄下におかれ、保健省、農牧食糧省、財務省、食料安全保障庁、大統領府企画庁が協力機関として位置づけられており、教育省に食材購入費用を賄うための予算が充当されている。

グアテマラの義務教育は、初等前教育 3 年、初等教育 6 年、前期中等教育 3 年、後期中等教育 3 年までの約 15 年間であり、全国 36,090 校で約 314 万人（2025 年）の児童・生徒が教育を受けている。うち、2024 年時点で全国 35,569 校の約 312 万人の児童・生徒が同プログラムの恩恵を受けているものの、約 60%の教育施設で調理場が整備されておらず、食材が入った食品袋を児童に配布するのみの状況も存在する。かかる状況を踏まえ、グアテマラ政府は 2025 年度に、全国すべての教育施設で調理された食事を常時提供することを目的に掲げ、同プログラムへの予算を例年より多く割り当てる等、同プログラムの優先度を上げてその実施促進に注力している。

学校給食プログラムでは、教育省承認の初等前・初等用及び中等教育用の「国家学校献立」（以下、献立）が策定されている。献立は全国版と各県版（全国 22 県）があり、教育省教育コミュニティ強化総局（General Directorate for

Strengthening the Educational Community : 以下「DIGEFOCE」) の調整下、教育省、保健省、農牧食糧省、食料安全保障庁で構成される県学校給食技術チームにより作成される。調理場が整備されている教育施設では、給食が調理され、児童は各家庭から持参した食器を使用して喫食する。一方で、学齢に関わらず、一律同量の給食が提供されているため、低学年の児童は完食することができず、他方、高学年は量に満足できず学校内外の売店でスナックを購入する児童もいる。

多くの教育施設には教育省の法令・マニュアルに基づき保護者が設置されており、保護者がボランティアで同プログラムの実施に協力している。調理員の確保は、各学校の教職員及び保護者総会の協議により調整され、具体的には保護者会の執行役員から調理員を選出する、保護者に対してボランティアを募る、或いは外部に業務委託を行う等様々な形態が見られる。しかしながら、多くの調理員は食材や調味料を正確に計量する習慣がなく、栄養に関する基礎的な知識も不足している。更に、調理器具が不足し、献立通りに調理をすることが困難な教育施設も存在する。加えて、調理員が食品の衛生的な取り扱い方法や衛生基準に関する研修を受けていない場合もあり、ヘアネットや手袋の使用についても教育施設毎に対応が異なる等、学校給食調理における衛生管理の標準化が十分に確立されていない。

このような背景の下、教育施設で適切な量、質、衛生面が確保された学校給食が提供される体制の強化を図り、もって教育施設で調理・提供される学校給食プログラムの実施率の向上ならびに 4～12 歳の子どもの栄養状態の改善を目的とし、教育省より本案件が要請された。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の「対グアテマラ共和国国別開発協力方針」(2023 年 9 月) の重点分野「脆弱な人口のための経済社会開発」に資する案件であり、JICA の栄養改善分野の課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)におけるクラスター事業戦略「ライフコースを通じた栄養改善」とも合致し、日本の就学前施設・学校をプラットフォームとした食育の経験を生かした栄養改善協力として、同国の栄養課題の改善に寄与するものである。また、地域の実情に即した給食を提供できる環境・体制・行政機能の強化を通じて、初等前及び初等学校における栄養バランスの取れた給食の普及に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食糧安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の推進」及びゴール 3「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」への貢献が期待される。

JICA はこれまで妊産婦と子どもの健康や栄養の改善のため、「ケツアルテナンゴ県こどもの健康プロジェクト」(2005～2009 年)、「ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、ソロラ県母と子どもの健康プロジェクト」(2011～2015 年)、「妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト」(2016～2021 年)、「プライマリ・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」(2022～2026 年)を実施した。上記事業により、妊産婦の栄養に対する知識や意識に一定の改善が見られたものの、行動変容と成果の定着には課題が残っている。よって本事業では、これまで母子期を中心に蓄積してきた協力成果を基盤としつつ、協力の焦点を学齢期の子どもの栄養改善へと広げる。具体的には、低栄養に加えて過栄養の予防も視野に入れた、子どもの栄養改善のための学校給食プログラムの実施体制強化および食育実施、促進を関係機関と協力しつつ目指す。

また本事業は、JICA が重視する「人間の安全保障」の理念にも合致している。グアテマラでは慢性栄養不良や衛生環境の不備が子どもの生命・生活・尊厳を脅かしており、特に貧困地域では自助努力のみでは克服困難な脆弱性が存在する。本事業は、栄養・衛生管理能力の強化、学校・行政・保護者会の協働体制構築、安定的な給食提供環境の整備を通じて、脅威からの保護と主体的な能力強化を図るもので、地域のレジリエンス向上に寄与する。

(3) 他の援助機関の対応

① 国連世界食糧計画 (WFP)

教育省を通じ、キチェ県、ウエウエテナンゴ県、アルタ・ベラパス県にて、「Acompañarme a crecer プロジェクト」を実施し、0～4 歳の乳幼児及び妊産婦の栄養状態のモニタリングが行われている。学校給食プログラムの支援、健康的な環境の推進について、学校用厨房設備の提供、学校給食のための健康的な食品と栄養教育に関する認定ワークショップを実施し、保護者会による学校給食の安全な調理への支援や学校菜園の設置を促進している。また地元の食料システム強化(学校と小規模農家の繋がりを強化)を目的として、アグリビジネス経営、会計、生産者グループの公式認証等のプロセスに関する技術支援、トレーサビリティ向上のため公立学校の保護者会と農牧省認定の地元農家とのマッチング等が行われている。

② セーブ・ザ・チルドレン

グアテマラ県、フティアパ県、キチェ県にて、「持続可能な読み書き・栄養教育「LENS」プロジェクト」において、31 の対象校における学校給食の調理と配給の支援・監督が行われ、手洗いの実践状況のフォローアップを実施済み。また、防塵カバーの設置や麻袋の敷設等の小規模な修繕が必要であった 21 校の学校給

食用食料倉庫のモニタリングを実施した実績がある。また「UNIDOS プロジェクト」においては、学校給食プログラムの一環として、果物、野菜、卵等生鮮食品 8.69 トンを供与し、26 校 4,729 人の児童に裨益した。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、対象県において、学校給食の管理・運営体制の強化、食育の実施・促進等を行うとともに、学校給食に関する政策・法制度ならびに他校・他県等への共有・展開に向けた基盤を整備することにより、学校給食プログラム管理・運営ガイド、食育ガイド及びフォローアップツールに基づく学校給食の実施強化を図り、もってこれらガイド等に基づく学校給食の他校展開に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

チマルテナンゴ県及びトトニカパン県

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：教育省、パイロット校の教育共同体（校長、教員、保護者会）

最終受益者：パイロット校の 4～12 歳の児童および保護者

(4) 総事業費（日本側）：3 億円

(5) 事業実施期間

2027 年 1 月～2029 年 12 月を予定（計 36 カ月）

(6) 事業実施体制

教育省を C/P 機関として事業を実施するが、当国学校給食プログラムの協力機関である保健省、農牧食糧省、食料安全保障庁等とも適宜協力する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 59 人月）：①業務主任者/ガイドライン策定・モニタリング、②教育開発/モニタリング、③業務調整/学校給食
- ② 研修員受け入れ：給食制度運用のための中央・地方行政、学校における食育・給食の運営等
- ③ 機材供与：プロジェクトサイトのパイロット校で必要な調理器具等

2) グアテマラ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のための施設（専門家執務スペース等）、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

プライマリ・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト（2022 年 1 月～2026 年 1 月）：

同案件は保健省をカウンターパートとし、キチェ県及びトトニカパン県の対象地域において、コミュニティ人材によって補強される「母子栄養改善に向けたヘルスプロモーション・健康教育のためのパス」を策定し、PHC サービスを協働で提供する人材（保健医療従事者とコミュニティ人材）の能力を強化し、母子の栄養改善に寄与することを目標としたもの。本案件では初等前・初等学校の児童（4～12歳）を対象とすることで、課題となっている食生活における行動変容における改善を図る。また本邦研修を通して学んだ食育の取組みを保健省主導で実施しており、本案件での食育における教育省との連携を図る。

2) 他の開発協力機関等の活動

2. (3) に記載のとおり WFP やセーブザチルドレンをはじめとする複数のドナーが本分野でプロジェクトを実施しており、支援の重複がないよう対象サイト及び役割を棲み分けて、教育省が調整のうえ、定期的な情報共有等の連携が必要となる。

加えて、IDB 日本信託基金を通じて実施されているニカラグア学校給食パイロット活動の成果活用、IDB が今後中米・カリブ地域で形成する学校給食分野への新規融資案件との連携の可能性等を実現させるため、IDB 関係者との定期的な情報・意見交換も行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

本事業は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾がないものである。

2) 横断的事項：障害主流化

グアテマラの学校給食は学校給食プログラム基本法に基づき実施されており、同法により障害のある児童も他の児童と同等の権利で給食を受けられること、また実際に障害のある児童が他の児童と同様に給食を受けていることを確認した。本案件においても、給食運営において障害のある子どもが排除されないよう配慮するとともに、栄養や食育に係る教材・ツール作成時には情報保障を行うなど、インクルーシブな手法を関係者間で協議の上、実施する。

3) ジェンダー分類：【対象外】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件） ＜活動内容/分類理由＞

詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェン

ダー平等推進や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。ただし、対象地域の学校関係者への研修において、女性スタッフの参画を確保する。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

対象2県において、「学校給食プログラム管理・運営ガイド」「食育ガイド」及び「フォローアップツール」に基づく学校給食の実施が他校に展開される

指標及び目標値：

指標：対象2県の対象校以外の学校のうち、「学校給食プログラム管理・運営ガイド」「食育ガイド」及び「フォローアップツール」に基づく学校給食を実施している学校数が増加する

(2) プロジェクト目標：

プロジェクト対象校において、「学校給食プログラム管理・運営ガイド」「食育ガイド」及び「フォローアップツール」に基づく学校給食の実施が強化される

指標及び目標値：

指標：すべてのパイロット対象校が、チェックリストのXX割を満たす

(3) 成果：

成果1：対象県において、学校給食を効果的に実施するための管理・運営体制が強化される

成果2：対象県において、食育実施・促進のための環境が整備される

成果3：対象県において食育及び学校給食実施のためのフォローアップ体制が強化される

成果4：パイロット校での実施を通じて得られた本事業の成果が、学校給食に関する政策・法制度の枠組みに提案されるとともに、他校、県、関係省庁及びその他の関係者への共有・展開に向けた基盤が整備される

(4) 主な活動：

活動 1-1 対象県における学校給食の実施状況（献立及び管理・運営）をレビューし、栄養面・実施条件等を踏まえて課題を分析する

活動 1-2 効果的な学校給食の実施に向けた改善策（献立及び管理・運営）を提案する

- 活動 1-3 活動 1-2 の 改善策を教育省の既存の献立策定及び管理・運営プロセスに整合させる
- 活動 1-4 学校給食の管理・運営に係る研修体系（TOT 及びカスケード研修）の設計を行う
- 活動 1-5 教育省県職員の技術者に対する給食管理・運営に関する TOT 研修を実施する
- 活動 1-6 教育共同体（校長・教員・保護者会）に対する給食管理・運営研修を実施する
- 活動 1-7 学校給食の管理・運営に係る教訓およびグッドプラクティスを整理するとともに、「学校給食プログラム管理・運営ガイド」（案）を作成し、教育省の承認を得る
- 活動 1-8 他校・他県への展開が可能な研修パッケージを策定する
- 活動 2-1 グアテマラにおける既存の栄養教育教材をレビューし、食育実施・促進のための課題を分析する
- 活動 2-2 グアテマラの文化的背景及び教育省の教育方針を踏まえて、食育ツール（校長含む教員用・児童用・保護者向け）を作成する
- 活動 2-3 校長含む教員・児童・保護者の役割分担を踏まえた食育研修の設計を行う
- 活動 2-4 教育省県職員（管理担当及び技術者）に対する食育に関する TOT 研修を実施する
- 活動 2-5 校長・教員を対象とした食育研修を実施する
- 活動 2-6 児童の主体的参加のもと、児童および保護者に対する健康的な食習慣の促進に向けた食育活動を実施する
- 活動 2-7 食育の実施に係る教訓およびグッドプラクティスを整理するとともに、「食育ガイド」（案）を作成し、教育省の承認を得る
- 活動 2-8 他校・他県への展開が可能な研修パッケージを策定する
- 活動 3-1 中央及び県レベルのフォローアップ体制、手法及びツールをレビューし、課題を分析する
- 活動 3-2 中央及び県レベルのフォローアップ体制、手法及びツール（チェックリストを含む）の改善策を提案し、フォローアップツール（チェックリスト）を教育省と合意する
- 活動 3-3 教育省中央職員、県職員の技術者を対象としたフォローアップに関する研修を計画し、活動 3-2 で作成されたフォローアップツールをもとに実施する
- 活動 3-4 教育省中央職員、県職員の技術者がパイロット校において活動 3-2 で作成されたフォローアップツールをもとにフォローアップを実施

する

活動 3-5 3-4 で実施されたフォローアップをもとに課題を特定し、関係機関間の共有を行う

活動 4-1 本事業をもとに得られた教訓やグッドプラクティスをもとに、ステークホルダーと調整の上、学校給食に係る政策・法制度の枠組みに技術的なインプットを行う

活動 4-2 パイロット校の知見をその他の学校、県、関係省庁、ステークホルダーを対象とした知見共有セミナー（中央・県レベルと学校レベル）で共有する

5. 前提条件・外部条件

（１）前提条件

グアテマラ政府の政策（学校給食プログラム）が変わらない。

（２）外部条件

感染症等により長期間にわたり学校が休校しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ネパール連邦民主共和国「学校保健・栄養改善プロジェクト」（2008 年 6 月～2012 年 5 月）では対象郡において、学齢児童の学校保健サービスの増加や「国家学校保健・栄養戦略」の実施体制強化を目的とし、学校保健サービスパッケージの策定や学校保健活動の実施体制強化を行った。当該プロジェクトでは学校保健プログラム提供に関する共同行動計画のモニタリングが不十分であったことから、本事業は学校給食提供に関するプログラムの進捗をモニタリングする仕組みを活動に取り入れる。

モンゴル国「学校給食導入支援プロジェクト」（2021 年 10 月～2025 年 9 月）では、栄養バランスの取れた給食を提供するための準備を整えることを目的とし、学校給食実施マニュアルや改善献立ブックの作成、人材育成、学校給食委員会の設置など、学校給食実施体制の整備を行った。当該プロジェクトでは、パイロット地域・学校で開発した成果品や仕組みについて、政策決定者を含む関係者の理解と支持を得ながら全国展開したことにより、制度や運営体制の全国化が実現した。このことから、本事業においても、標準化されたマニュアルや教材等の成果品を整備するとともに、中央・地方行政機関を含む関係者の参画を促進し、制度化・全国展開を見据えた実施体制を構築していく。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・

分析に合致している。また、地域の特性に基づく安全で栄養バランスのとれた給食を提供する環境・体制の整備、行政機能の強化を通じて、初等前及び初等学校における衛生面に配慮し栄養バランスのとれた給食の提供に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅、食糧安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の推進」及びゴール 3「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」に貢献する。これらのことから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内 ベースライン調査

事業終了 1 カ月以内 エンドライン調査

事業完了時 事後評価

以 上